

地域福祉課窓口に 手話通訳者を設置します

■設置日時

毎月第2・第4金曜日／午前10時
～午後4時

▼設置場所＝地域福祉課（市役所北
庁舎1階） ▼内容＝手話通訳、手
話通訳派遣申し込み、相談など
※他部署窓口での手続きにも対応可。
地域福祉課へお立ち寄りください。

▼地域福祉課

☎23局3697 FAX23局3545



東日本大震災義援金 受付期間を延長します

日本赤十字社が行う東日本大震災
義援金の受付は、現在も義援金のお
申し出が多数寄せられていることか
ら、平成26年3月31日（月）まで期
間を延長することになりました。

引き続き皆様のご支援をよろし
くお願いします。

田原市での募金状況（2月28日現在）

2772万1682円

▼日本赤十字社愛知県支部田原市地
区（地域福祉課内）

☎23局3512 FAX23局3545

国民年金保険料は 前納がお得です

国民年金保険料を納付書で納め
る場合、4月～翌年3月分の保険料
をまとめて払うと割引になる「前納
制度」があります。1年分の保険料
は毎月1万5040円を納めると
18万480円ですが、1年前納を行
うと17万7280円で3200円の
割引となります。お得で納め忘れも
防げるこの制度を、ぜひご利用く
ださい。なお、前納用の納付書は4月
中に日本年金機構から郵送される毎
月の納付書に同封されていますので、
4月30日（火）の納付期限まで
に、金融機関またはコンビニエンス
ストアにて納めてください。

また、4月に国民年金の加入届出
をされた方が前納を希望される場合
は、届出された窓口へお申し出くだ
さい。

▼豊橋年金事務所 国民年金課

☎（0532）33局4118

FAX（0532）33局3411

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

国民健康保険への 届出をお忘れなく

国民健康保険から新しい保険に変 わった方

就職や結婚などにより、田原市の
国民健康保険から新しい保険に変
わった方は、国民健康保険の喪失の
届出が必要です。

▼必要なもの＝①国民健康保険の保
険証②新しい保険証（いずれも喪失
する方全員のもの／コピー可）③認め
印（世帯主以外が届出を行う場合）

◆離職などにより、現在の健康保 険にも加入されていない方

国民健康保険への加入が必要です。
▼必要なもの＝①健康保険の資格を
喪失した証明または退職日が分かる
書類②認め印（世帯主以外が届出を
行う場合）

▼保険年金課

☎23局2149 FAX23局0180

愛知県後期高齢者医療制度の 協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療制度被保険
者の皆さんの健康保持・増進を目的
に、表にある協定保養所を宿泊利用

する場合、1人1泊につき1000
円（4月1日から翌年3月31日まで
の1年間で、全保養所合わせて4泊
まで）を助成します。

利用する場合は、協定保養所へ直
接お申し込みください。お申し込み
の際に「愛知県後期高齢者医療制度
被保険者」であることを伝えてくだ
さい。宿泊当日に、利用される保養
所の窓口で後期高齢者医療の保険証
を提示し、利用カードの交付（押印）
を受けると、精算時に通常料金に対
し1000円が助成されます。

※詳しくはお問い合わせください。

▼愛知県後期高齢者医療広域連合給付課
☎（052）955局1205

協定保養所一覧

所在地	協定保養所名	問い合わせ先
犬山市	レイクサイド入鹿	☎（0568）67局3811
桑名市	名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	☎（0594）42局3330
東浦町	あいち健康プラザ	☎（0562）82局0235
田原市	シーサイド伊良湖	☎（0531）35局1151
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	☎（0533）68局4696
豊田市	豊田市百年草	☎（0565）62局0100